

# 汚染土壌処理施設の立地に関する基準

平成 30 年 8 月 27 日制定

## 第 1 趣旨

この基準は、千葉県汚染土壌処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱（以下「指導要綱」という。）第 5 条第 3 項の規定により、汚染土壌処理施設の立地に関し、必要な事項を定める。

## 第 2 定義

この基準における用語の定義は、指導要綱第 2 条に定めるところによるものとする。

## 第 3 立地環境

汚染土壌処理施設設置等事前協議書の提出時において次に掲げる事項を満たすこと。

### 1 特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地の基準

当該汚染土壌処理施設に係る事業場の敷地である土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 26 条各号に定める基準のいずれにも該当しないこと。ただし、法第 22 条第 1 項の許可を受けた汚染土壌処理施設に係る事業場の敷地である土地にあっては、この限りでない。

### 2 周辺地域の生活環境の保全及び学校等の施設に対する配慮

汚染土壌の処理に係る事業計画が当該汚染土壌処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び周辺の学校、児童福祉施設、病院、診療所、図書館、老人福祉施設その他これらに類する施設について適正な配慮がなされたものであること。

### 3 学校等の施設までの距離

学校、児童福祉施設、病院、診療所、図書館、老人福祉施設その他これらに類する施設の敷地境界からの距離は、おおむね 100 メートル以上であること。

### 4 埋立処理施設に関する立地環境

- (1) 住宅、店舗その他これらに準ずる建物の敷地境界からの距離は、おおむね 50 メートル以上であること。
- (2) 埋立処理施設相互間の距離は、おおむね 1 キロメートル以上であること。ただし、知事が適当と認める場合を除く。

### 5 関係法令等との調整

- (1) 次に掲げる自然環境及び災害防止等のために保全を図る必要のある場所を含まないこと。
  - ア 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）又は千葉県立自然公園条例（昭和 35 年条例第 15 号）に規定する特別地域
  - イ 自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）又は千葉県自然環境保全条例（昭和 48 年条例第 1 号）に規定する自然環境保全地域の特別地区

- ウ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)に規定する特別保護地区
  - エ 首都圏近郊緑地保全法(昭和41年法律第101号)に規定する近郊緑地特別保全地区
  - オ 都市計画法(昭和43年法律第100号)に規定する風致地区
  - カ 森林法(昭和26年法律第249号)に規定する保安林及び保安林予定森林
  - キ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)に規定する急傾斜地崩壊危険区域
  - ク 砂防法(明治30年法律第29号)に基づく砂防指定地
  - ケ 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)に規定する地すべり防止区域
  - コ 海岸法(昭和31年法律第101号)に規定する海岸保全区域
  - サ 河川法(昭和39年法律第167号)に規定する河川区域及び河川保全区域
- (2) 次に掲げる場所を原則として含まないこと。
- ア 自然公園法又は千葉県立自然公園条例に規定する普通地域
  - イ 自然環境保全法又は千葉県自然環境保全条例に規定する自然環境保全地域の普通地区
  - ウ 千葉県自然環境保全条例に規定する郷土環境保全地域又は緑地環境保全地域
  - エ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区
  - オ 都市緑地法(昭和48年法律第72号)に規定する特別緑地保全地区
  - カ 首都圏近郊緑地保全法に規定する近郊緑地保全区域
  - キ 自然環境保全法に基づく基礎調査の一環として実施した特定植物群落調査により選定した特定植物群落
  - ク 文化財保護を図る必要のある場所
  - ケ 優良農地として保全を図る必要のある場所
- (3) 建築基準法(昭和25年法律第201号)、都市計画法その他必要な関係法令等の規定を遵守できる場所であること。
- (4) その他知事が汚染土壌処理施設に係る土地として不適当と認める場所を含まないこと。

## 第4 立地要件

### 1 搬入道路

搬入道路の使用に当たっては、次に掲げる事項を満たすこと。

- (1) 幅員は、搬入車両の通行に支障がなく、必要に応じて、車両の待避所が設けられること。
- (2) 搬入道路の選定、拡幅、及び補修並びに安全施設等の整備について関係機関から指導を受けた場合は、これを適切に行えること。
- (3) 搬入道路(国又は地方公共団体が管理するものを除く。)の管理者から汚染土壌の搬入車両の通行について承諾が得られること。

### 2 水路等の管理者等の承諾

排水水(雨水、湧水等を除く。)を公共用水域に排出する場合は、排水口から下流側

おおむね 500 メートル以内の水利権者、耕作者の団体の長並びに河川及び水路等（国及び地方公共団体が管理するものを除く。）の管理者の承諾が得られること。ただし、排出水が雨水、湧水等のみの場合であっても、地域の特性により承諾が必要なことがある。

### 3 土地所有者の承諾

汚染土壌処理施設に係る事業場の敷地である土地の使用権原が得られ、かつ、次に掲げる事項について土地所有者の承諾が得られること。

- (1) 処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態
- (2) 汚染土壌の処理の方法
- (3) 跡地利用の条件（埋立処理施設に限る。）
- (4) その他知事が必要と認める事項

### 4 隣接地の土地所有者等の承諾

埋立処理施設にあつては、当該施設に係る事業場の敷地境界線を含む土地の地番の隣接地（当該敷地境界線からの距離がおおむね 10 メートル以上離れている場合を除く。）の土地所有者等（農地の場合は耕作者を含む。）から次に掲げる事項について承諾が得られること。

- (1) 処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態
- (2) 汚染土壌の処理の方法
- (3) その他知事が必要と認める事項

### 5 その他

その他汚染土壌処理施設の立地要件に関して知事が必要と認める要件を満たすこと。

## 附則

### 1 施行期日

この基準は、平成30年10月1日から施行する。

